



経理の窓 8月号

平成28年8月1日号

残暑お見舞い申し上げます。

暑い日が続きますが、どうぞお体をご自愛ください。

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

マイナンバーの記載が必要な事務について

マイナンバーの記載が必要な事務は、平成28年1月1日より採用や退職時の手続きからすでに、始まっています。平成27年の年末調整の時期に個人番号の提供等を受けるのに苦労したと人事総務の担当者からお聞きすることもあり、平成28年の年末調整・法定調書の事務は、時間の余裕をもってあたりたいものです。

《マイナンバーの記載が必要な事務・手続き（例）》

- ・ 従業員を採用した時の手続き
雇用保険被保険者資格取得届（平成28年1月から）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（平成29年1月から）
- ・ 従業員が退職した時の手続き
雇用保険被保険者資格喪失届（平成28年1月から）
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届（平成29年1月から）
* 本人交付用の給与所得の源泉徴収票には、個人番号の記載は不要です。
- ・ 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書の提出時
（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、
平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
税理士・弁護士・大家さんからも個人番号の提供を受けることになります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

本人確認は、番号確認と身元確認を行います。

- 例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合、**表面と裏面の写し**が必要です。
- 例2 通知カード【番号確認書類】
+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

《マイナンバーの記載が必要な税務関係書類(例)》

所得税	平成28年分以降の申告書
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書
申請書	平成28年1月1日以降に提出する
届出書	マイナンバーの記載が必要となる申請書等※

※平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書についてマイナンバーの記載が不要になりました。

- 申告書等を提出するときは、本人確認書類の提示または写しの提出が必要です。
- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、e-tax で送信（電子申告）すれば本人確認書類の提示又は写しの提出は、不要です。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>